平成３０年（フ）第３１４号
福岡市西区野方６丁目23番４―502号
債務者　石川　龍一
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３２０号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋790番地１　多の津団地　７棟306号
債務者　内野　健太
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３２２号
福岡市中央区白金２丁目14番10号
債務者　才木　美佳
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３３５号
福岡県太宰府市五条２丁目10番44号　コーポふみ１号
債務者　橋本　浩志
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３４６号
福岡市東区若宮３丁目21番34号
債務者　古賀亜也加
1　決定年月日時　平成30年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３５３号
福岡市南区桧原３丁目13番８―301号
債務者　東　　朋（旧姓隈江）
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３６１号
福岡市早良区原６丁目18番８号
債務者　武田　茂雄
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３６９号
福岡市南区井尻１丁目20番５号
債務者　川床　吉光
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３８１号
福岡県春日市下白水北５丁目７番地　エクセレント21・405号
債務者　小野あゆみ
1　決定年月日時　平成30年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３８４号
福岡県春日市桜ヶ丘２丁目35番地１　ピナクル桜ケ丘105号
債務者　原田　浩幸
1　決定年月日時　平成30年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４０１号
福岡市南区那の川１丁目13番11号
債務者　梅野　祐子
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４０６号
福岡市南区花畑３丁目９番19―104号
債務者　山口　文乃
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４０７号
福岡県糸島市高田５丁目７番12―201号
債務者　高柳　　勇
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４１４号
福岡市東区原田２丁目24番23号
債務者　八尋　勇治
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４１８号
福岡市東区名島５丁目６番６号
債務者　森田　陽子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４１号
熊本市東区戸島西１丁目26番６―302号
債務者　古閑　　彩
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第４４号
熊本県宇城市松橋町久具577番地４
債務者　山下　俊介
1　決定年月日時　平成30年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係